

有効期間満了日 令和5年3月31日

熊交規第357号

令和元年5月21日

子供を交通事故から守るための緊急道路点検の実施について（通達）

先般、他県の信号機により交通整理の行われている交差点において、右折しようとする普通乗用車と直進しようとする普通乗用車が出会い頭に衝突し、その衝撃により、直進しようとした普通乗用車が当該交差点の歩道上で信号待ちをしていた幼児等をはねる交通死亡事故が発生するなど、近時、社会的な耳目を集める交差点での車両対歩行者の交通死亡事故が続発している。

特に、次代を担う子供のかげがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、依然として交差点において子供が危険にさらされている現状を踏まえ、交差点における交通安全の確保に向けた道路交通環境の改善が極めて重要となっている。

各警察署においては、これまで、通学路対策や交通危険箇所の把握とその改善等について継続して実施しているところであるが、上述のような状況を踏まえ、県内における過去5年間で子供が当事者となった交差点での重傷事故の発生現場について、下記のとおり、道路管理者等と合同による緊急道路点検等を実施して、通学児童はもとより、幼稚園や保育園等に通う幼児等の交通安全の確保に向けた道路環境の改善に取り組まれない。

## 記

### 1 緊急道路点検の実施要領

#### (1) 緊急道路点検の対象となる交通事故の選定

過去5年間のうち、交差点において子供が当事者となった重傷以上の交通事故（107件）については別添1のとおりであるが、これらの交通事故のうち、管内で発生した交通事故について、その概要等を調査・把握した上で、

A	交通環境等が当該交通事故の要因（遠因）である、又は、安全施設等の設置があれば被害軽減が可能であったと考えられる
B	交通環境等が当該交通事故の要因（遠因）である、又は、安全施設等の設置があれば被害軽減が可能であったため、その要因等に対して既に交通事故発生直後に対策済み
C	交通環境等が当該交通事故の要因（遠因）ではなく、また、仮に安全施設等の設置があっても被害軽減は不可能

の3分類に選定すること。

## (2) 緊急道路点検の実施

ア 前記(1)のうち、Aに分類された交通事故が発生した交差点については、当該交差点を通学路として利用する小・中学校のみならず、周辺の幼稚園、保育園の設置状況等の地理的状況を勘案した上で、道路管理者、自治体関係者、学校関係者、交通安全協会等の関係機関・団体はもとより、必要に応じて幼稚園・保育園等の管理者や職員を含めた合同の緊急道路点検を早急に実施すること。

イ 交通事故後に何らかの対策を実施した交差点であっても、当時行った対策が現在の道路環境等においても有効かどうか、さらなる追加対策の必要性はないか等の再検討を行い、必要があれば、前記(1)のAの分類に選定し、再度、緊急道路点検を実施すること。

再検討の結果、追加の対策等が必要ないと判断される場合には、Aに分類する必要はない。

## (3) 緊急道路点検の位置づけ

本通達により実施する緊急道路点検については、「交通安全総点検の実施について(通達)」(平成31年4月25日付け熊交規第331号)における道路点検を緊急的に実施するものであり、詳細な実施要領等については、同通達を参考とすること。

## 2 留意事項

### (1) 危機意識を持った選定

本通達に基づく緊急道路点検は、現下の厳しい情勢を踏まえて実施するものであるため、分類選定に際して、安易に前記1(1)のCと判断することなく、危機意識を持った選定・判断をすること。

### (2) 交通事故捜査担当課(係)との連携

緊急道路点検の対象となる交通事故の選定や、緊急道路点検の実施にあたっては、交通事故当事者の通行目的など当該交通事故の背景や、交通事故前における子供の行動も重要な観点となるため、交通規制担当者のみならず、交通事故捜査担当課(係)員と連携し実施すること。

### (3) 関係機関との連携

本通達の発出については、熊本県土木部道路保全課及び熊本市土木部道路整備課と協議済みで、熊本県土木部から各市町村道路管理者に対して通知予定であることから、道路点検実施の際は、確実に道路管理者と連携して実施すること。

### (4) 受傷事故の絶無

道路点検の実施にあたっては、警察官はもとより、道路点検に参加する関係者全員の安全に配慮し、受傷事故防止に万全を期すこと。

### (5) 参考資料の添付

過去5年間のうち、交差点において子供が当事者となった重傷事故についての

分析結果（別添2）を添付するので、道路点検の際の参考とされたい。

### 3 該当する交通事故の発生がない警察署の対応等

#### (1) 該当する交通事故の発生がない警察署の対応

過去5年間のうち、交差点において子供が当事者となった重傷事故の発生のない警察署においても、現下の情勢を認識し、危機意識を持って管内の交通危険箇所を把握するとともに、把握した危険箇所については、早急に前記1（2）に準じて緊急道路点検を実施し、危険性の排除及び安全施設の設置等を働きかけること。

#### (2) 他の交通危険箇所への対応

本通達は、現下の情勢を踏まえて、緊急的に道路点検を行うものであることから、当然ながら本通達で示した交差点以外の交差点や、他の交通危険箇所の道路点検及び改善措置を除外するものではない。

よって、各警察署にあつては、引き続き、管内の交通危険箇所の把握に努めるとともに、把握した危険箇所については、早期に改善を図るなどの取組みも並行して行うこと。

#### (3) 新たに重傷以上の交通事故が発生した場合の措置

本通達発出後に、新たに子供が当事者となる交差点での重傷事故が発生した場合で、前記1（1）のAと判断される場合には、交通規制課と協議の上、緊急道路点検を実施すること。

### 4 報告要領等

#### (1) 対象交通事故の分類結果

対象交通事故の分類結果については、別添「回答様式1」により、令和元年5月30日までに交通規制課長を経由して報告すること。

その際、Bの分類に選定した場合には、これまで実施した対策の概要について、既存の資料等を活用して報告すること。

また、Cの分類に選定した場合には、その理由を記載すること。

#### (2) 緊急道路点検の実施結果

緊急道路点検の実施結果については、別添「回答様式2」により、緊急道路点検場所ごとの緊急道路点検及び点検に伴う対策が終了次第、順次、交通規制課長を経由して報告すること。

実施結果の最終報告期限については、令和元年8月8日までとするが、報告までに、道路管理者等による安全施設などの設置が完了しないことも充分想定されるため、結果報告の際は、道路管理者に対する働きかけの状況や、今後の見通しについて記載すること。

#### (3) その他の報告要領

報告後に実施した対策や、道路管理者等により設置された安全施設等については、その都度、交通規制課長を経由して報告すること。

また、過去5年間のうち、交差点において子供が当事者となった重傷事故の発

生のない警察署においても、実施した対策等について、その都度、「回答様式2」を活用し、報告すること。

※ 別添、様式（略）